

路線の計画から今日までの経緯

平成7年7月 四季の丘はたそめ団地を分断する日立・笠間線の話あり。

平成8年6月 交通量の増大により騒音・振動・塵埃・交通事故等
が多発するとの理由から反対。

一日の交通量6000台

現在7700台～

平成9年7月27日 県に計画変更要望書を提出・・・新聞記事のとおり
当時の世帯520世帯 75%が反対 現在889世帯

県は膨大な予算と地元了解が得られていない
状況から事業見送りとする。

▶この事業は30年前の事業計画でありこの時点で検証が
必要な事業である。

団地を分断する路線変更要望を県に提出（当時の記事）

1997年（平成9年）7月27日 日曜日

(23) [社会]

第三種郵便物認可

茨城

団地分断する県道整備

自治会、路線変更要望へ

常陸太田

笠間日立線 事故や騒音懸念

県が進めている主要地方道笠間日立線の常陸太田市と日立市多賀地区を結ぶ区間の道路整備計画に対して、常陸太田市側の起点たる「四季の丘」はたその「団地」自治会は、団地中央を分断する路線案を賛否するよう求める要請書を今週にも県へ提出する。地元に対してルート案が提示されたのは昨年六月。入居後に持ち上がった計画に対し、住民らは「閑静な住宅街の生活が乱れる」などと、交通量増大に伴う事故多発や騒音を懸念している。

県道路線建設課によると、笠間日立線の改良計画は、峠越え部分にある交通不能区間の解消と、周辺の交通渋滞緩和を狙って構想が浮上。日立市内の山側道路を経由して多賀地区へ至る区間を一九九三年に事業着手。翌年から常陸太田市から日立市までのルート検討作業を行い、昨年、概略ルートを地元で説明。同意を得

られた区間の測量を始め、完成目標を平成十年代中に置いていく。交通量は一日約六千台を見込み、国道2093号や国道6号の渋滞緩和も期待される。

問題となるルートは、常陸太田市の市街地から、はたその団地まで途切れていた道路を、東側に延伸させて、日立市内の山側道路に合流させる。峠部分には延長約一・四キロの真弓トンネル（仮称）も含まれている。はたその団地から山側道路まで五・五キロ、山側道路

二・二キロ区間を整備する。

ルート案を示された同団地自治会ではこれまで、内部に検討委員会を設け、住民の意向を調査。渋滞緩和や通勤路線としての有効性を認めつつも、団地を分断することに對して、交通事故の多発や騒音、公害問題を不安視する意見、ルート決定経過の不透明さへの不信感が続出。このため、団地南側などを迂回するなどコース変更を求める是非を住民に諮ったところ、世帯数で約八割に当たる三百三

十四世帯が変更を要望したという。

一方、県道路線建設課では「整備の効果は大きく必要な路線。住民の意見には耳を傾け、対応を練り、理解を得るよう全力を挙げたい」と話している。

四季の丘はたその団地は民間の日立ライン（本社日立市）が開発。同社によると、九二年八月から分譲を開始。開発面積約四十七ヘクタ、九百二十戸のうち、現在約五百二十戸分が建築済みであるという。

県事業が何故市道0139号線としての 再スタートなのか

平成29年12月14日 日立笠間線(真弓ルート)整備促進に関する要望
(常陸太田市と日立市連名)

▶この要望書には日立市への緊急医療への搬送などなし…

住民説明会の大義名分は後付け

(支援事業として要望)

1. 事業実施に際しての財政負担を軽減するため、県の合併支援事業の新規路線として指定すること。
2. 事業の円滑な推進を図るため、県の受託事業として技術的・人的支援を行うこと。
3. 早期の事業化を図るため、各種調査業務を行うこと。
 - ⇒ 市の合併特例債の使用と県の合併支援事業として新規事業として指定 …… 従って実質路線事業者は県である
 - ⇒ 土地収用法における事業認定手続き…国ではないか

県事業であることを当時の建設部長が明言

(平成30年4月26日に開催された町会長会議で建設部長)

(県道であることを明言)

- ▶はたそめ団地の皆様には、静寂な住宅地におきまして県道を接続するわけでございますので……ただ単に道路を接続して良いとは考えてはおりません。

「市道0139号線としての再スタートなら東部工業団地等に路線を変更すべきである。」 ……詳細については費用対効果と便益から説明

- 市の財政事情を考慮し無駄遣いはやめるべき。
その対価は今後住民が背負うことになる。

はたそめ団地内を分断する 市道0139号線に反対する陳情書を市に提出

▶令和3年8月4日…市に陳情書を提出するが回答なし。

〔回答できない理由〕…県の事業として進めるから…

■住民に納得できる説明なし／計画ありきでこの事業はスタートした。結果、土地買収したところから既成事実化して工事を先行したため後戻りできない事業となっている。

団地住民説明会(10/29)での課題

■県が日立市に建設しようとしている産業廃棄物最終処分場は県道37号線を経由して一日2台としているが、国道6号から国道349号線を経由し団地内道路を通過するのは必然。

……市は地図の路線状況から納得のいく説明をすべき

■市は団地住民に話を進めながらと言いつつ土地収用法に拘わる行為を優先した。今日の社会のあり方に於いて住民の合意形成など全く図らないで事業執行すること自体無謀である。

……この事業は県と市が計画ありきで進めてきた結果であり

団地住民 2000人超 や関係地権者を無視した事業、
と言わざるを得ない。

■市は説明会席上で質疑応答の議事録発行や環境影響データ等を自治会に提供すると約束したが、何度確認しても無視しつづけている。

……根拠など無きに等しいから提供できないのではないか。

共有名義の土地の取り扱い

団地内貫通道路反対の意志として故皆川前自治会長が土地を購入

〔土地の譲渡者〕

- ▶ 団地住民や賛同者63名が共有名義・・・亀作町赤坂地内(山林)

〔目 的〕

- ▶ 団地内貫通道路反対の意志として購入したもの

〔取り扱い〕

- ▶ 団地内貫通道路を見直し東部工業団地などに路線の変更を考えるなら共有名義の土地の売買には快く応じたい。
この路線が市道としての位置づけなら計画変更はいつでも可能である筈。

基本的な道路建設や真弓トンネルには反対していない。

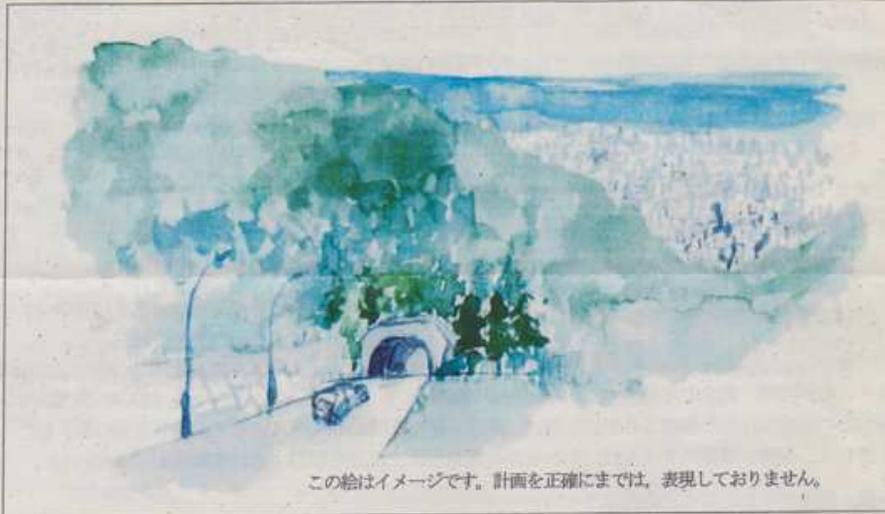
用地取得について

事例

令和1年9月に配布されたパンフレット

市道0139号線 (仮称) 真弓トンネル

～ 将来に向けて、常陸太田市が住みやすい街であるために ～



この絵はイメージです。計画を正確にまでは、表現しておりません。

「日立」と「太田」を短時間で繋ぐ、新しい道、安全な道

○ 常陸太田市役所 から JR常陸多賀駅まで 約30分以内でを可能に

Q4 この事業に対し、いろいろな話を聞きますが？

A4 以下の様な噂、話などは、根拠がなく、事実ではありません。

市長さんの土地があるから、このルート (=道路が通る場所) を決めたの??

ルート付近に、市長が所有する山林、約200㎡ (登記簿の面積) が有ります。しかし、この土地のために、その様な大きなリスクを負う方は、常識的に考えても、いないと思います。

黄色の部分

日時 平成30年4月26日(木)
場所 生涯学習センター ふれあいホール
出席者 町会長 118人出席 (代理出席含)

あります。この[]が所有する土地が約4haあり、ある人によりますと[]が所有する会社だと聞いております。特定の企業の名前を出すと様々な問題が生じますので、ここで名前は言えませんが、都市計画上でこのように事業を進めていくことは、はっきり言っておかしなことをやっていると思います。皆さん、よく聞いてください。宅

平成29年1月の地番図
高貫町関係者提供

緑の部分が前市長名義の土地
3カ所合計2083㎡



この二つが事実だとすれば、平成29年1月から令和1年9月までの間に、前市長が保有していた用地は どこかに売却された、ということ?

用地取得について (2)

【貫通ルートおよび沿道の用地に関して明確なこと】

◆平成7年以前 個人地権者

平成7年～9年 県道61号をはたそめ団地内貫通させるため、茨城県がデベロッパーから、はたそめ団地内の宅地を購入

◆平成8年～平成29年頃 特定企業が貫通ルート延長先沿道の土地を買取

◆令和2年～令和5年 常陸太田市が買取

この、事実上の**転売により用地取得費が上がって**いけば、**公共の不利益**である。

さらに関係地区住民の間には、上記特定企業の関連ゼネコンが共同企業体の幹事企業あるいは構成企業として本体工事等を受注した場合には一定の還流があるとの「噂」もある。万が一にでも、これが事実であればあきらかに公益に反する。

平成30年以降、自治会会長は市と町会会長の会議、本事業の住民説明会等でこの疑惑に関して再三質問しているが、市は明確に否定の回答をしていない。前市長が保有する土地があるからか？という質問に対して「約200㎡(*1)の土地があるが、そのような大きなリスクを負う方は、常識的に考えても、いないと思います。」と回答しているだけである。

【*1平成29年1月には、直ちに確認可能な範囲だけでも2083㎡存在していた】

今後、常陸太田市条例37号(倫理規定)に基づき疑惑の解明を求めていくとともに継続して監視していきたい。

市の住民対応

事例

日時 平成30年4月26日(木)
場所 生涯学習センター ふれあいホール
出席者 町会長 118人出席 (代理出席含)

(質疑) 四季の丘はたそめ 皆川町会長

団地内に無理やり道路を通すことは、全然話にはなりません。なぜ団地内に道路を通す必要があるのか。その道路の延長線上の近くに■■■■という会社が所有する土地があります。この■■■■が所有する土地が約4haあり、ある人によりますと某工務店が所有する会社だと聞いております。特定の企業の名前を出すと様々な問題が生じますので、ここで名前は言えませんが、都市計画上でこのように事業を進めていくことは、はっきり言っておかしなことをやっていると思います。皆さん、よく聞いてください。宅地建物取引業法に基づき■■■■から私たちは土地を購入しました。ところが、購入した後に■■■■を桐嶋に近いようなかたちで、茨城県が用地を無理やり吐き出させ、その後、茨城県が購入しそこに道路を入れる考えなのではないでしょうか。ですから、このような事を行うこと事態が基本的に法治国家としておかしなことです。団地では反対割合が約72%です。それを無視して利便性とか通勤等、なぜそのような話になるのでしょうか。法律の脱法行為をやりながら事業を進めていくことに私には理解できません。四季の丘はたそめ団地はとにかく自然豊かで環境が良いということで、皆さん土地を購入した訳です。私の知らないところで、事業が進んでおり団地住民も怒っております。私はすでに約20年前に終わった話だと思っておりました。

(建設部長)

説明会でも申し上げさせていただいておりますが、はたそめ団地の皆様には、閑静な住宅街におきまして県道を接続する訳でございますので、ただ単に道路を接続して良いとは考えてございません。環境や交通安全対策等も含めまして、団地の皆様とお話し合
いをしながら進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

建設部長自らが
「県道を接続する」と言及。
一方で
用地の疑義については
何も触れない。

話し合いを行いながら進める。
とあるが・・・

令和1～5年
話し合いは一度もない
説明会は4回
いずれも質問は一人一回に制限
事業認定説明会は質問しようとして
いる女性がいるにもかかわらず
途中で打ち切った

意見書及び公聴会における公述申し立を踏まえ この路線計画の公平・公正な意思決定を!!

- ▶はたそめ団地住民は現在でも、2000人超が市道0139号線団地内貫通道路に反対。
- ▶計画ありきで進められて道路であり、土地買収と同時に既成事実とした工事が進められ住民合意が図られない無謀な事業。
- ▶合理的とは名ばかりで費用対効果に反し便益の出ない事業。
- ▶団地を通過させること自体、交通事故の確率が増大。その責任は誰が取るのか検証がなされない事業。

以上を踏まえ、団地内貫通道路は不合理さと矛盾を抱えた無謀な計画であるため、この路線の公正・公平な事業審査を強く望むものである。

四季の丘はたそめ自治会 会長 小野寺 節雄